

# 「EGAT公開株式会社の権限、 権利及び利益を定める勅令」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

● 仏暦二五四八年・EGAT公開株式会社の権限、権利及び利益を定める勅令

(前文省略)

第一条

本勅令を「仏暦二五四八年・EGAT公開株式会社の権限、権利及び利益を定める勅令(プララーチャクリサディカー・ガムノッド・アムナート・シティ・レ・プラヨート・ポリサット・ゴフフォーポー・ジャムガッド(マハーチョン))」と呼ぶ。

第二条

本勅令は官報告示日の翌日から施行する。[官報告示日は二〇〇五年六月二三日]

第三条

本勅令において、

「会社(ポリサット)」とは、EGAT公開株式会社を意味する。

「発電事業(キチャカーン・パリットファイファー)」とは、以下を意味する。

(1) 以下への電力エネルギーの生産、調達、送電及び販売。

(a) 首都電力公団、地方電力公団、もしくは設置法に基づくその他の電力公団。

(b) 国家エネルギー政策委員会の承認による電力エネルギー使用者。

(c) 近隣国。

(2) 電力システム及び送電エリアに係る諸業務。

(3) 電力エネルギー、水力、風力、自然熱、日光、鉱物といった自然から得られるエネルギー源、あるいは石油、石炭またはガスといった燃料、発電のための原子力エネルギーに係る部分での取得もしくは業務のための諸業務、及び会社の事業を振興するその他の業務。

(4) 電力エネルギーに係る事業及び会社の事業と関連するその他の事業。

(5) リグナイト、もしくはリグナイトからの化学物質の生産及び販売。あるいはリグナイトに依拠した生産、販売。

「電力システム(ラボップ・ファイファー)」とは、送電線、売電線、変電所、もしくは電力生産もしくは販売設備であるその他の物を意味する。

「送電線区域(ケート・ドゥーン・サーイ・ファイファー)」とは、送電線塔の中心から四〇メートル以内の広さを有する送電線沿いの周辺域を意味する。

「ゴフフォーポー[英語略称はEGAT]」とは、タイ国発電公団法に基づくタイ国発電公団を意味する。

「委員会(カナカマカーン)」とは、発電事業委員会を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、本勅令の主務大臣を意味する。

#### 第四条

発電事業において会社はタイ国発電公団法及びゴーフォーポー [EGAT] について規定した他の法律に基づく権限を有し、特権免除もしくは保護を受ける。ただし第七条、第八条、第一三条及び第一四条に規定されたケースはその限りではない。

#### 第五条

エネルギー省事務次官を委員長、内務省事務次官、内閣法制委員会事務局長を委員、及び大臣が発電事業または発電事業に資する職業分野で知識・専門性・経験を有する者の中から任命した三人以下の有識者委員から成る発電事業委員会を設置する。

エネルギー政策企画事務局長を委員兼書記とする。

#### 第六条

有識者委員の任期を一期三年とする。

#### 第七条

委員会は以下の権限を有する。

(1) 自己使用のための合計発電能力が二〇メガワット超、もしくは民衆への電力エネルギー販売のための合計発電能力が六メガワット超の発電所の電力システムの会社、首都電力公団または地方電力公団の電力システムとの接続を審査、承認する。このとき接続のため電力の質、工学上の技術及び電力システムの安全性に係る要件を定めることができる。

(2) 貯水池の貯水量もしくは用水量を定めるため灌漑局と規則を制定する。

#### 第八条

電力システム建設において、会社は委員会からの承認を得られた時に以下の行為をなす権限を有する。

(1) 送電の安全性のために送電線区域を告示する。このとき告示はその土地の郡役所に掲示し、その区域にしかるべき標識を設置する。

(2) いずれかの者の土地の地下、地上、またはその土地に沿って、あるいは横切って電力の送電線または売電線を敷設する。いずれかの者の建造物の立地場所として使用されていない土地の中、土地の上に電柱、送電所またはその他の設備を埋設または敷設する。

(3) 送電線区域にある建造物を取り壊す、もしくは樹木または植物の幹、枝、根を伐採、掘り起こす。

(2) もしくは (3) に基づく行為の前に、会社は関係する財産の所有者または占有者に文面で通知する。その財産の所有者または占有者は委員会に対し事由を示して不服を申し立てることができる。このとき委員会は通知書を受け取った日から三〇日以内に決定を

下さなければならない。

第一段に基づく会社の行為についての補償金の金額計算、裁判所または供託所あるいは政府貯蓄銀行への補償金供託、補償金の受取の原則及び方法は、委員会が告示したところに従う。

#### 第九条

委員長及び委員は大臣が定めた規約に従い報酬及び任務遂行における経費を受け取る。

#### 第一〇条

エネルギー政策企画事務局を委員会の事務機関とする。

#### 第一一条

仏暦二五三九年行政上の公務執行法令の第七五条、第七六条、第七七条、第七九条、第八〇条、第八一条、第八二条、及び第八三条の内容を委員会の任命、退任及び会議にも準用する。

#### 第十二条

委員会は委員会の委任に基づく何らかの審査または業務のために小委員会を設置する権限を有する。

小委員会の委員は委員会が定めた規約に従い報酬及び任務遂行における経費を受け取る。

#### 第十三条

公共のための発電事業に係る部分の会社の財産は強制執行を免責される。

#### 第十四条

会社の電力システム、送電線区域、発電所、堰、取水堰、貯水ダム、貯水池及びダム、貯水池のその他の物、電力エネルギーとして使用されるエネルギー源生産地の調査、建設及び保全に係る任務遂行において、このために大臣が任命した会社の被雇用者は刑事法典に基づく捜査官とする。

#### 第十五条

エネルギー大臣を本勅令の主務大臣とする。

### ● 仏暦二五四八年・タイ国発電公団法の廃止期限を定める勅令

(前文省略)

第一条

本勅令を「仏暦二五四八年・タイ国発電公団法の廃止期限を定める勅令」と呼ぶ。

第二条

本勅令は官報告示日の翌日から施行する。〔官報告示日は二〇〇五年六月二三日〕

第三条

以下の法令は本勅令の施行日より廃止する。

- (1) 仏暦二五一一年・タイ国発電公団法令
- (2) 仏暦二五二一年・タイ国発電公団法令（第二版）
- (1) 仏暦二五二七年・タイ国発電公団法令（第三版）
- (1) 仏暦二五三〇年・タイ国発電公団法令（第四版）
- (1) 仏暦二五三五年・タイ国発電公団法令（第五版）

(おわり)